

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 1 0 日

## 令和6年松戸市農業委員会4月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年4月10日午前10時30分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	9番	岩佐忠夫
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一	15番	相田敏克
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員 なし

1. 関係課出席職員 農政課

課長 松戸繁和

1. 事務局出席職員

事務局長 加藤広之

事務局長補佐 榎孝弘

主幹兼係長 武井博子

係長 落合利彦

## 開会 午前10時30分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年4月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

### ◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号10番、川上博久委員、議席番号11番、渡来和治委員の両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日は傍聴人いらっしゃっていません。よろしくお願ひします。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

---

### ◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第3号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願ひます。

---

### ◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります平川正俊委員は、ここで退室をお願いいたします。

(平川正俊推進委員退室)

議 長 それでは、利用計画について農政課長、よろしくお願ひします。

農政課長 農政課長、松戸でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。  
当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件2件、再設定案件8件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は田で、面積は862平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体とする栽培をする計画でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

**岩佐委員** 議席番号9番、岩佐忠夫です。

この方は新規設定とはなっておりますが、前々からこの田んぼを借りて耕作してまいりましたので、私は賛成したいと思います。お諮り願います。

**議 長** ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、平川正俊委員の入室を認めます。

(平川正俊推進委員入室)

**議 長** 続いて、2番について、農政課長、よろしく申し上げます。

**農政課長** 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は1,044平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

**平川推進委員** 推進委員、平川正俊です。息子さんが高校を卒業しましてちょうど3年目というところで、新規設定でございますが、やる気満々でございますので、賛成をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしく申し上げます。

**農政課長** 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料につきましては5ページから7ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田で、面積は3,508平方メートルでございます。利用権の種類は貸借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

**横山委員** 議席番号3番、横山定勝です。

借受者は田んぼを専門的にやっています。再設定案件でもありますので、賛成したいと思います。お諮りお願いいたします。

**議長** ただいま横山委員より、原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ご意見ないようであります。原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議長** ありがとうございます。それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくをお願いします。

**農政課長** 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の8ページから11ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は1,834平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ダイコン、ジャガイモを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**議長** ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、平川委員。

**平川推進委員** 推進委員の平川正俊でございます。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。再設定で10年ということですが、農地もよく整備されておりますので賛成をしたいと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

**議長** ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長、よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書1ページの5番、参考資料の12ページから15ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は1,004平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員、推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。借受者の方は、再設定ということで、一生懸命従事しておりますので、賛成をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番について、農政課長、よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号6番をご説明いたします。

議案書2ページとなります。6番、参考資料の16ページ、17ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中矢切、現況地目は畑で、面積は261平方メートルで  
ございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の6番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

**平川推進委員** 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。借受者の娘さんが後を継ぐということで、  
やる気満々でございますので賛成をさせていただきたいと思えます。

以上です。

**議 長** ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番につきましては、原案のとおり決定をいた  
しました。

続いて、7番について、農政課長、よろしく申し上げます。

**農政課長** 議案第1号7番をご説明いたします。

議案書2ページの7番、参考資料の18ページ、19ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中和倉、現況地目は畑で、面積は600平方メートルで  
ございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ナス、アスパラを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の7番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

**齋藤推進委員** 推進委員、齋藤香です。

今回の議案は5年の賃借権、再設定で、圃場も適正に管理されています。私は賛成します。ご審議ください。

**議 長** ただいま齋藤委員より、原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の7番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、8番について、農政課長、よろしくをお願いします。

**農政課長** 議案第1号8番をご説明いたします。

議案書2ページの8番、参考資料につきましては、18ページから19ページでございます。当案件は再設定案件で、対象農地は中和倉、現況地目は畑で、面積は1,904平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。借受者の方は、ネギ、トウモロコシを主体に栽培する計画でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の8番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、齋藤委員。

**齋藤推進委員** 推進委員、齋藤香です。

今回の議案も5年の賃借権で、再設定で、議案第1号の7番と同じ借受人が耕作し、まともっていて、管理もしやすいので、私は賛成します。ご審議ください。

**議 長** ただいま齋藤委員より、原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の8番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、9番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号9番をご説明いたします。

議案書2ページの9番、参考資料は18ページ、19ページでございます。

当案件は再設定案件で、対象農地は中和倉、現況地目は畑、面積は600平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ニンジンを中心に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号の9番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員の齋藤香です。

今回も5年の賃借権で、再設定で、農地をまとめると3,000平米を超え、管理もしやすいので、私は賛成します。ご審議ください。

議長 ただいま齋藤委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の9番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、10番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号10番をご説明いたします。

議案書2ページの10番、参考資料につきましては20ページ、21ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は1,828平方メートル

でございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議 長** ただいま農政課長より、議案第1号の10番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

**平川推進委員** 推進委員の平川正俊でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。この原案に賛成をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の10番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

---

## ◎議案第2号

**議 長** 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

**第1審査会第1審査班座長** 議席番号2番、杉浦勇司です。

去る4月3日水曜日、議案第2号から第3号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は鈴木榮一農業委員、加藤万里子農業委員、湯浅清推進委員、私の4名により、現地

調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに慎重なる審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第2 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については、22ページから23ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の22ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は合計80平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、隣地を所有しており、畑として一体利用するため、譲渡人の申請理由は、現況どおりとするためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作されております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員6人で1,900日であり、同じく許可条件ある従事日数150日を超えています。

農機具については、耕運機1台、トラクター1台、動噴1台、トラック1台、フォークリフト1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、葉物の栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第1号の1番について、慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしく申し上げます。

**議 長** ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

**小林委員** 推進委員の小林直一です。座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

お諮りください。

**議 長** ただいま小林委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第2号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての議題といたします。

議案第3号の1番と2番は関連しておりますので、併せて説明をお願いします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については24ページから29ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の24ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。申請理由及び土地選定理由は、譲受人は申請地東側で有価物等資材の引取りを行っていますが、事業拡大に伴い、隣地の土地購入について所有者から承諾が得られたためです。

議案参考資料の26ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場及び作業場用地です。整地については、砂利敷きとします。排水については、雨水のみで自然浸透です。被害防除については、隣地の日照、通気性を考慮し、ネットフェンスと土留め鋼板を設置します。

他法令については、該当ありません。

費用については、全額、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、矢切支所を基点とし、申請地の農地が1キロメートル以内にあり、その宅地率が40%以上であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号について説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議 長** ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのこと。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

**岩佐委員** 議席番号9番、岩佐忠夫です。私は審査会の意見に賛成したいと思います。お諮り願います。

**議 長** ただいま岩佐委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** ありがとうございます。それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番と2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

---

### ◎報告事項

**議 長** 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

**事務局** それでは、議案書5ページ、報告事項1から、11ページの報告事項5について、ご報告させていただきます。

まず、5ページから6ページ、報告事項1 農地法第4条の規定による農地転用届出についてですが、6ページ下段の記載のとおり、2月分として田3件、752平米、畑10件、4,756平米、合計13件、5,508平米の届出を受理いたしました。

次に、7ページから8ページ、報告事項3 農地法第5条の規定による農地転用届出につ

いてですが、8ページに記載のとおり、田1件、808平米、畑22件、8,486平米、合計23件、9,294平米の届出を受理いたしました。

次に、9ページ、報告事項3 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛てに送付しました。

次に、10ページ、報告事項4、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、記載のとおり引き続き農業経営を行っている旨の証明書2件を交付しました。

次に、11ページ、報告事項5、松戸市農業委員会事務局職員の人事についてですが、記載のとおり人事異動がございました。

事務局からの報告事項は、以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。

閉会 午前11時07分